

少額減価償却資産の特例の改正

Q : 当社は中小企業です。聞くとおきよによりますと、30万円まで損金処理できていた減価償却資産の取扱いが変わるとか。どのように変わるのでおきよですか？

A : 損金算入できる金額に限度額が設けられました。

【解説】

現行の税制では、少額減価償却資産の取扱いについて、次のようになっています。

① 一時償却

法人税法では、取得価額が10万円未満の減価償却資産については、取得・事業供用時の損金とすることができるとされています。

② 一括償却

同じく、法人税法では、取得価額が20万円未満の減価償却資産については、一括して3年で償却することができるとされています。

③ 即時償却

租税特別措置法では、中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、事業供用年度で一時の損金とすることができるとされています。

つまり、中小企業の場合、30万円未満のものであれば、現行の税制であればいくらでも損金算入できるのですが、これが今回の改正で取得価額の合計額が300万円に制限されることとなり、これを超える部分については対象とされないこととなったのです。

施行予定日は、この4月1日です。取得予定がある会社は、前倒しの取得を検討してみよう。

